

税務課からの お知らせ

市税に関するよくある 質問をまとめました！

Q 所得（課税）証明書はどこで取得できますか？

A 税務課又は各庁舎総合窓口で取ることが出来ます。なお、証明書発行の際は、本人確認を行っていますので、本人と分かるもの（免許証など）と印鑑を持参してください。また、本人以外の方が代理で取得される場合は、委任状も必要となりますのでご注意ください。

Q 昨年10月に退職し、その後は無職ですが、市・県民税の納税通知書が届いたのはなぜですか？

A 市・県民税は、毎年1月1日現在で、市内に住所のある方に対して、前年中（1月から12月まで）の所得に基づいて、その年度の税

額を決定することになっていきます。したがって、今年度は前年中の所得に対しての税額をお支払いしていただくこととなります。

Q 私の父は今年の6月に亡くなりましたが、父の市・県民税はどのようになるのでしょうか？

A 年の途中で死亡された方に対しても、前年中の所得に基づいて、その年度の税額を決定していますので、その年度の市・県民税は納めていただく必要があります。納税は、相続された方がその納税義務を引き継ぐことになり、税額を納めていただくこととなります。

Q 私は田畑や山林を数筆所有していますが、固定資産税が課税されていないのはなぜですか？

A 土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が、次の価格に満たない場合は固定資産税が課税されません。

詳しくは佐賀税務署（☎3217511）へお問合わせください。

Q パート収入にも市・県民税はかかりますか？

A 年間のパート収入が93万円以下であれば、市・県民税はかかりません。93万円を超え103万円未満であれば、市・県民税だけがかり、103万円を超えると所得税もかかります。

Q 軽自動車税は、毎年4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車を所有している人に課税されます。そのため、4月1日までに廃車の手続きがあつたものについては課税されませんが、4月2日以降に廃車されたものについては、その年度の税金を納めていただくこととなります。

【土地30万円、家屋20万円、償却資産 150万円】

逆に4月2日以降に登録

【夜間納税相談】
 8月11日(木)・25日(木)
 17:30~20:00
 場所 小城庁舎1階 税務課
【問合せ】
 税務課（小城庁舎）
 ☎73-8810
 ☎73-8801

Q 固定資産税額が急が高くなったのはどうしてですか？

A 色々なケースがありますが、次のような状況が考えられます。

①前年中に土地や家屋を取得した。②新築住宅の減額適用期間が終了した。③土地の地目変更を行った。

④家屋を取り壊して更地にした。詳しくは、固定資産係へお尋ねください。

Q 軽自動車を廃車したのに、市から納税通知書が送られてきました。間違いではありませんか？

A 軽自動車税は、毎年4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車を所有している人に課税されます。そのため、4月1日までに廃車の手続きがあつたものについては課税されませんが、4月2日以降に廃車されたものについては、その年度の税金を納めていただくこととなります。

手続きをされた車両については、その年度は課税されません。

Q 今年の7月に廃車手続きを行い、今年度は4か月しか所有していなかったのに、残りの8か月分の軽自動車税は還付してもらえますか？

A 軽自動車税には月割り計算がありません。4月1日に所有されていた場合は、年税額として課税されます。

Q 社会保険に加入しているのに、国民健康保険税の納税通知書が届いたのはなぜですか？

A 社会保険に加入されても、自動的に国民健康保険から脱退することはありません。国保年金課又は各庁舎総合窓口で脱退の手続きを行ってください。その際は、国民健康保険証と社会保険の被保険者証（扶養者分も含む）・印鑑をお持ちください。

納期限を守りましょう！

8月31日(水) 納期限 ●市・県民税 2期 ●国民健康保険税 3期